

課程認定制度の概要

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭並びに栄養教諭の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の規定により、所定の基礎資格を備え、かつ、「教科に関する科目」「教職に関する科目」等の科目区分に従い、所定の単位を修得する必要がある。

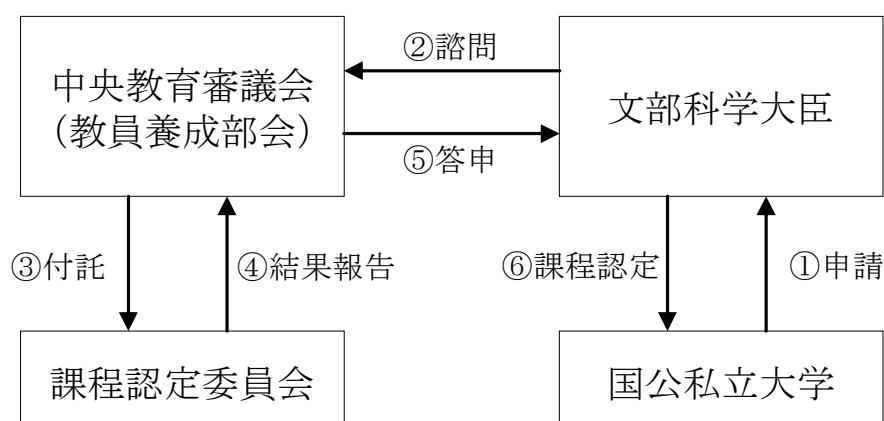
○ 別表第1（小学校教諭関係部分抜粋）

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
専修免許状		修士の学位を有すること。	8	4 1	3 4
一種免許状		学士の学位を有すること。	8	4 1	1 0
二種免許状		短期大学士の学位を有すること。	4	3 1	2

この場合、大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならないこととされている（別表第1備考第5号イ）。

この、文部科学大臣の認定を「課程認定」と呼んでおり、文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき行うこととされている（別表第1備考第5号イ、教育職員免許法施行令）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会で行っている。

○ 教職課程認定の流れ



最 低 修 得 単 位 数	第二欄	に 教 職 の 意 義 等 に 関 する 科 目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機 会の提供等	2	2	2	2	2	2	2	2		
	第三欄	す る 科 目	教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程（障 害のある幼児、児童及び生 徒の心身の発達及び学習の 過程を含む。） 教育に関する社会的、制度 的又は経営的事項	6	6	4	6	6	4	6	6		
	第四欄	す る 科 目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機 器及び教材の活用を含む。）	22	22	14	12	12	4	6	6		
			教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法 教育の方法及び技術（情報機 器及び教材の活用を含む。）										
		進 路 指 導 等 に 関 する 科 目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	4	4	4	4	4	4	4		
			幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法										
	第五欄		教育実習	5	5	5	5	5	5	3	3		
	第六欄		教職実践演習	2	2	2	2	2	2	2	2		
	備考 二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。 四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、 <u>国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。</u>												

※ 課程認定の審査において、「各教科の指導法」は、学習指導要領に即し、包括的な内容を含んでいること、模擬授業及び教材研究を含んでいることを確認している。

(4) 教科に関する科目

○教育職員免許法施行規則

第三条 免許法 別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 (略)

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
備考	一 第二欄に掲げる <u>教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。</u> （次条の表の場合においても同様とする。） 二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。） 三 (略)

「英語学」：英語の音声、単語、文法等の基礎知識の修得などを目的とした科目。
「英米文学」：文学を学ぶことにより、文章表現などの英語力の向上に加え、英語圏の歴史、社会、文化についても学ぶことなどを目的とした科目。
「英語コミュニケーション」：リーディング、ライティング、リスニング、スピーキングの4つの能力を向上させることなどを目的とした科目。
「異文化理解」：我が国との比較などにより、英語圏の文化を学ぶことなどを目的とした科目。

(5) 教科又は教職に関する科目

○教育職員免許法施行規則

第六条の二 (略)

2 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

→ 教科・教職どちらに関係する科目であってもよいこととされており、大学の判断により開設されている。

免許法認定講習等について

1. 制度の趣旨

現職の教員（一定の免許状及び教職経験を有する者）が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合、文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）、大学の公開講座（免許法認定公開講座）、通信教育（免許法認定通信教育）において修得した単位を、教育職員免許状授与要件となる大学において修得を必要とする単位に替えることができるものである。

2. 根拠法令

教育職員免許法別表第3備考第6号
教育職員免許法施行規則第34～49条

3. 制度の経緯

昭和24年：制度創設

※ 講習及び通信教育

昭和60年：開設者に国立特殊教育総合研究所を追加。

※ 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭免許取得のための免許法認定講習として適当な内容を備えているものと認められたため。

昭和63年：開設者に指定都市教育委員会を追加。また、認定の対象となりうる講習等に大学の公開講座を追加。

※ 免許法改正により、短大卒業程度の二種免許状所有教員に一種免許状取得の努力義務が課されたことによる。

平成22年：開設者に中核市教育委員会を追加。

※ 研修の実施者及び免許状更新講習の開設者が中核市まで拡大されており、教員の資質向上のための研修を行うための十分な能力を有していると考えられたため。

4. 概要

(1) 開設者

免許法認定講習

- ① 大学（開設する講習の課程に相当する課程を有するもの）
- ② 都道府県・指定都市・中核市教育委員会
- ③ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

免許法認定公開講座、免許法認定通信教育

- ① 大学（開設する講習の課程に相当する課程を有するもの）

(2) 実績

年度	開設者数			科目数						受講者数	授与単位数
	教育委員会	大学等	計	計	教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目	栄養に係る教育に関する科目		
平成16年度	52	37	89	1,179	347	449	337	51		54,268	57,510
平成17年度	52	41	93	1,509	337	679	363	60	77	84,261	95,116
平成18年度	53	42	95	1,495	277	706	390	55	75	74,341	82,467
平成19年度	52	47	99	1,363	271	580	406	55	51	63,352	66,036
平成20年度	51	48	99	1,090	257	376	394	55	16	50,777	51,992
平成21年度	51	43	94	894	185	296	365	42	10	42,752	43,569
平成22年度	51	36	87	821	150	263	358	41	10	40,413	40,398
平成23年度	51	40	91	816	142	265	361	45	5	38,167	38,232
平成24年度	51	40	91	858	137	281	396	38	8	41,233	41,181
平成25年度	51	39	90	841	121	276	401	32	12	42,169	42,863

※ 1：受講者数については延べ人数。

2：「教科に関する科目」と「養護に関する科目」の複数の認定を受けている科目が存在するため、科目数と各科目数の合計とは一致しない。

3：「教科又は教職に関する科目」は「教職に関する科目」の科目数に含めている。

4：平成24年度より集計方法を変更した。H24年度以降、認定通信教育は別集計としたため、当該数値には含んでいない。

英語教育の在り方に関する有識者会議 指導体制に関する小委員会（第2回）
（平成26年7月25日15時00分～17時00分）
ペンシルバニア大学教育学大学院言語教育学科
アソシエイト・プロフェッサー バトラー後藤裕子氏 発表資料から作成

小学校における指導体制に関する現状・提言 -東アジア諸国の経験を踏まえて-

1. 指導者に必要な英語力・指導技術

○英語熟達度

- ・小学校の外国語教師の外国語運用能力に関する明確なガイドラインはない
- ・ただし、小学校レベルだからといって、英語熟達度が低くても大丈夫だという考えは誤り
- ・香港では、英語教師（小学校から高校まで）同じレベルを要求(LPATE)

○英語指導法、ITリテラシーも重要な資質

○教室運営（中高生とは違った対応が必要）

2. 学級担任か専科教員か？

○もともと小学校では

- ・中国・台湾：専科制
- ・韓国：日本と同じ担任制

○英語教育では

- ・中国・台湾：専科制（小学校英語導入に関しては専科教員が指導）
（中国：2001年、小学校3年生からの英語教育導入）
（台湾：2001年、小学校5年生からの英語教育導入。2005年、小学校3年生からの英語教育導入）
- ・韓国：（小学校英語導入時には、学級担任か専科教員が指導するかが検討された）試行錯誤の後、現在では混在型。ただし、英語専科が増えつつある。（担任としての強みも兼ね備えた専科、又は、専科としての専門性も備えた担任。）徹底した研修（小学校英語導入当初に行われた120時間の基礎研修を始め、様々な研修の機会が設けられた）の後、英語力は（少なくとも大都市では）かなり向上。
（1997年、小学校3年生からの英語教育導入）

3. ネイティブ・スピーカー（NS）の役割

- NSに習う方が効果的という考えは必ずしも正しくない。個人の資質の問題。
- NSは必ずしも教師として専門家でない人が大部分。
- 児童の反応も必ずしもNSがいいというわけではない。（特に高学年）
- NSは費用対効果が余りよくないと予想できる。
- 優秀なNSは、各国間で争奪戦。
- NSのような発音を身に着けるべきという発想は時代遅れ。
- NSから英語を学ぶのではなく、英語を使ってみる対象としてとらえるべき。

4. 指導体制に関するまとめ・提言

- 徹底的な研修が不可欠。費用を十分にかけるべき。
 - ・全員を対象とした研修が必要。
- 児童を良く知る担任が、英語教員としての専門性も身に着けておくのが最適。
又は、専科教員が担任にもなれる資格を持つことが大切。
- NSやボランティアに頼る政策は誤り。彼らは、英語の教育専門家ではない。
英語を使う相手としての位置づけにするべき。
- 「今、できる範囲でやれることをやる」という姿勢ではなく、子供たちにどのような英語力を身に着けさせたいのかという目標を明快にし、そのための手段を構築するというアプローチが必要。